

徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部総合研究支援センター設備利用規則

平成23年6月30日

規則第6号制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部総合研究支援センター（以下「センター」という。）が保管する設備の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 前条の規定により利用に供する設備は、別表に掲げるとおりとする。

(利用者の資格)

第3条 設備を利用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 徳島大学（以下「本学」という。）の職員及び学生
- (2) 他の大学の職員及び学生
- (3) 研究機関、医療機関及び民間企業の職員
- (4) その他徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部総合研究支援センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めた者

(利用の申請及び許可)

第4条 設備を利用しようとする者は、徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部総合研究支援センター設備利用申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）によりセンター長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 センター長は、前項の申請を適当と認めたときは、徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部総合研究支援センター設備利用許可書（別紙様式第2号）を交付するものとする。

(利用の変更)

第5条 設備の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、申請書に記載した事項を変更しようとするとき又は変更する必要があるときは、速やかにセンター長に再申請し、その許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第6条 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項の利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用者がこの規則に違反したとき。
- (2) 申請書の記載事項が事実と反するとき。
- (3) 設備の維持管理上、利用させることができなくなったとき。

2 前項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を中止させたことによって利用者に損害を及ぼすことがあっても、センターはその責を負わない。

(利用料)

第7条 利用者は、設備の利用に要する費用（以下「利用料」という。）を納付するものとし、その額は、別表の設備の区分に応じた負担金の額に、使用した日数、時間数又は測定数を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(納付の方法)

第8条 第3条第1号の者に係る利用料の納付は、予算の振替により行うものとする。

2 第3条第2号から第4号までの者に係る利用料の納付は、本学が指定する預金口座へ本学が指定する日までに振り込むことにより行うものとする。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、本学の諸規則を遵守するとともに、センター長の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は重大な過失により設備を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第11条 センターは、設備の利用によって利用者に生じた損害について、利用者に対し、一切の

責任を負わない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、設備の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第68号改正)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。